



INDEX

1. 愛媛のすがた

- (1) 地勢
- (2) 地質
- (3) 気象
- (4) 人口

2. 愛媛の河川

3. 安全で安心して暮らせる川づくり

- (1) 水害実績
- (2) 治水対策
- (3) 危機管理(水防)

4. 自然との共生

- (1) 多自然川づくり

5. 河川事業

- (1) 河川整備基本方針及び河川整備計画
- (2) 補助事業
- (3) 市町施行の河川改修事業
- (4) 県単独事業
- (5) 治水事業費の推移

6. ダム事業

- (1) 建設事業
- (2) 管理事業
- (3) 県内の完成ダム

7. 災害復旧事業

- (1) 災害復旧事業
- (2) 改良復旧事業

8. 住民団体等との連携

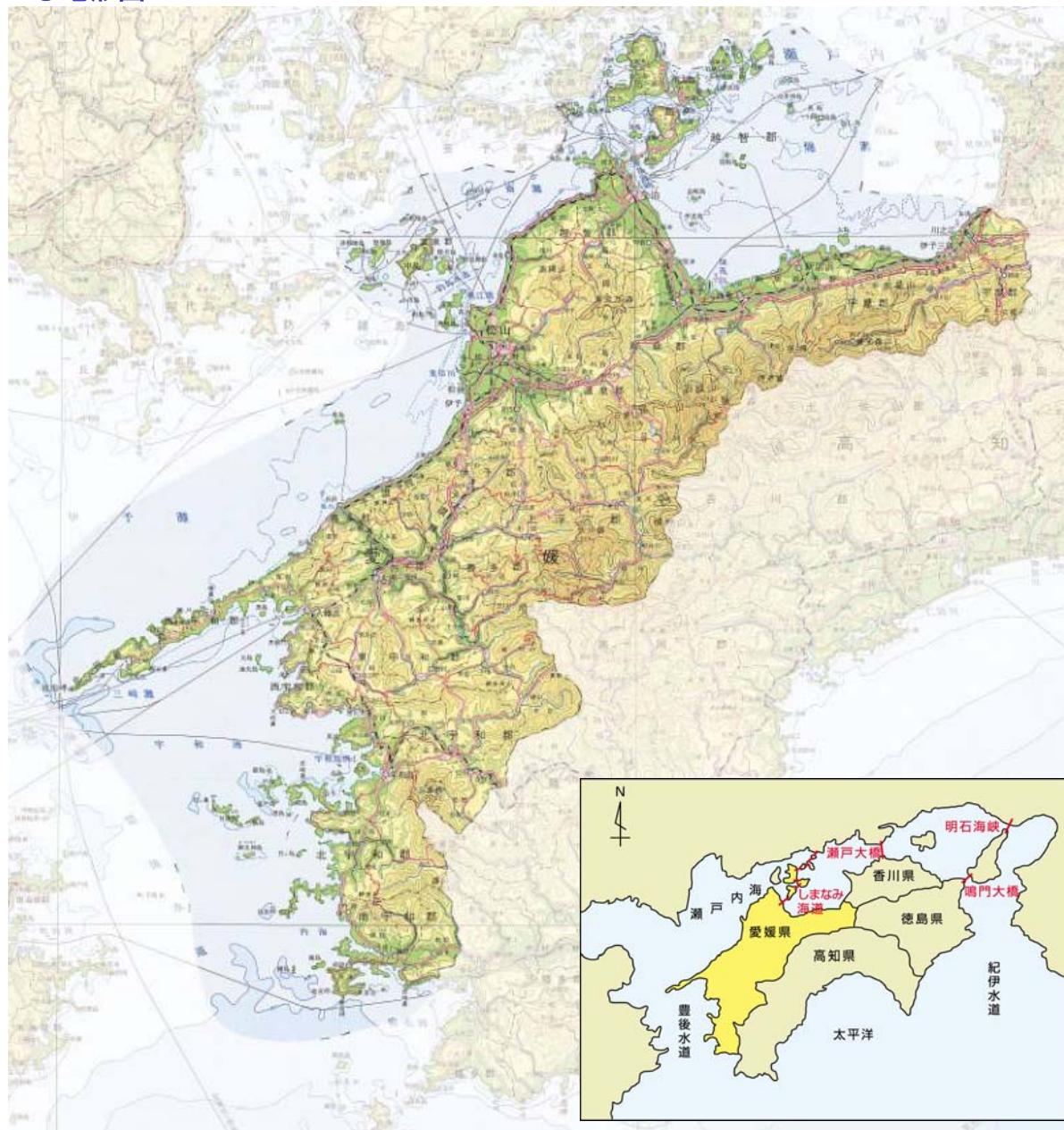
- (1) 愛リバー・サポーター制度

1. 愛媛のすがた

(1) 地勢

愛媛県は、四国の北西部に位置し、西日本最高峰の石鎚山（標高1,982m）を頂き、ほぼ東西に走る険しい四国山地が海岸線近くまで迫っており、北は瀬戸内海、西は豊後水道及び宇和海を臨む細長い陸地部と、瀬戸内海に点在する大小200余の島々からなっています。四国山地からは、重信川、肱川等大小の河川が流れ出し、道前・道後平野及び大洲盆地などの平地を形成していますが、全体的にみると県土の大部分を険しい山地が占めています。

●地形図



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分の1地方図を使用したものである。（承認番号 平19四使、第 号）

(2) 地質

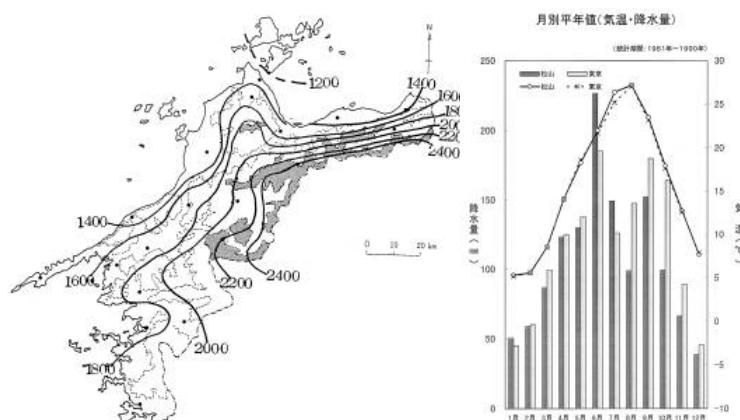
愛媛県は、地質学的に北から領家帯、三波川変成帯、秩父帯及び四万十帯の4つの地帯に大別され、それぞれの境界は、ほぼ東西に走る中央構造線、御荷鉾構造線、仏像構造線と呼ばれる3つの構造線により区切られており、風化を受けやすく、剥離性に富む脆弱な地質であり、本県の地すべり性崩壊の要因となっています。



愛媛県地質略図（鹿島編, 1988）

(3) 気象

愛媛県は、複雑な地形の影響を受け、気象現象も変化に富んでおり、瀬戸内海沿岸地域は、降水量が少なく(年降水量1,200~1,600mm)、比較的温暖(年平均気温15~16°C)で、県西部の宇和海沿岸は、降水量が多く(1,600~1,900mm)、気温はやや高く(15~16.5°C)、また、県内陸の山地部は、降水量がさらに多く(1,900~2,000mm)、気温が低い(12~14°C)気候となっています。



資料:気象庁

(4) 人口

愛媛県の総人口は、146万7,815人(平成17年国勢調査)で、日本の総人口の1.1%を占め、全国第27位、四国では第1位となっています。これは、平成12年に比べ、人口は1.7%減少、世帯数は2.8%増加しています。(平成19年1月1日現在の推計人口は145万9,079人)。

平成17年の人口構成を見てみると、15歳未満の年少人口が、13.6%、15歳から64歳までの生産年齢人口が、62.3%、65歳以上の老人人口が24.0%で、老人人口の割合は全国と比べ3.9ポイント高くなっています。これを5年前と比較すると、年少人口は1.1ポイント

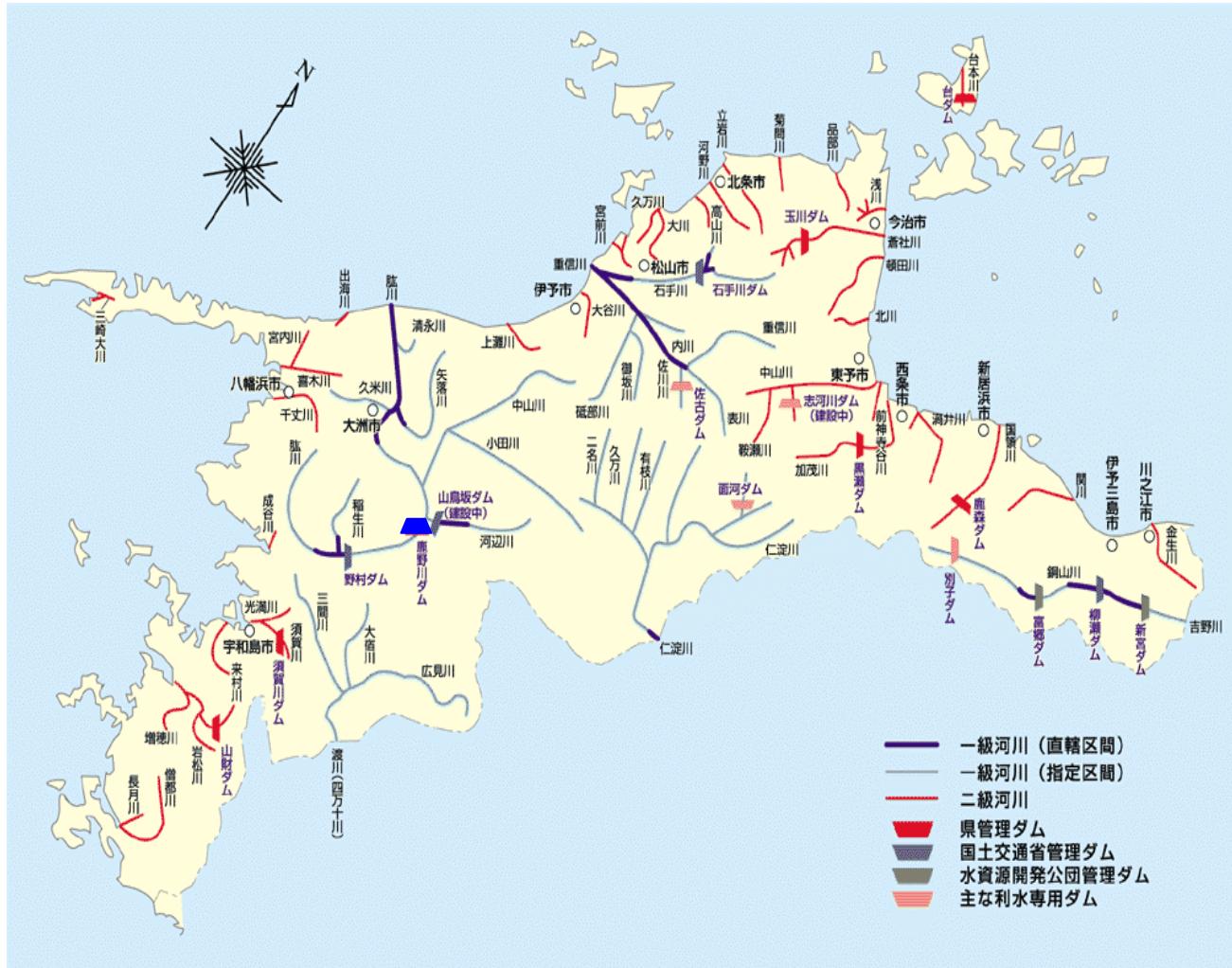
低下、生産年齢人口は1.5ポイント低下、老人人口は2.6ポイントの上昇となり、世帯規模の縮小と共に高齢化が進行しています。



2.愛媛の河川

愛媛県の河川は、平成18年4月1日現在、一級河川が745河川で総延長は約1,951km、二級河川が411河川の約1,247km、合計1,156河川の3,198kmに及んでいます。また、この他に、河川法が準用される河川が111河川あります。

これらの河川の多くは、地形上流路が狭く急流で、たび重なる土砂の流出により天井川を形成し、豪雨の際には流量が急増し、堤防・護岸等の決壊や氾濫による浸水被害がたびたび発生しています。



東予では、別子連峰に源を発する一級河川吉野川水系銅山川が法皇山脈の南側を東流し徳島県に至っています。また、法皇山脈、四国山地を分水嶺として北流し燧灘に注ぐ中小河川は短流のため急流河川が多く、高縄半島及び島しょ部は花崗岩質のため大部分の川が天井川となっています。

中予では、石鎚山系に源を発し南斜面の中央山間部を南流する一級河川仁淀川水系と、北斜面を流下し県中央部の道後平野を西流する一級河川重信川水系の河川及び中小河川が西または北西に流下し、伊予灘に注いでいます。

南予には、宇和盆地に源を発し大洲平野を貫流して伊予灘に注ぐ本県最大の一級河川肱川水系の河川と、高知県西南部を流れ太平洋に注ぐ一級河川渡川水系の上流支川等の河川があります。

3. 安全で安心して暮らせる川づくり

県内の河川は、流路が狭く急流であるため、洪水時には流量が短時間に急増し、堤防・護岸等の決壊や氾濫による浸水被害により、県民の生命や財産が危険にさらされることがたびたび起こっています。このため、県では、治水対策として、安全で安心して暮らせる川づくりを目指して河川改修を進めています。

(1) 水害実績

県内における主な水害は、戦前では昭和18年の台風7号や昭和20年の死者・行方不明者182名にも及んだ枕崎台風が記録されています。近年では、昭和51年の台風17号、平成7年7月の梅雨前線豪雨による肱川流域の大洪水があります。平成16年には、度重なる台風の来襲により県内各地で河川が氾濫し、台風16号では久米川(大洲市)で浸水家屋205戸という甚大な被害が発生したのは記憶に新しいところです。



平成16年8月 台風16号 久米川(大洲市)



平成16年8月 台風16号 肱川(大洲市)



平成16年9月 台風21号 界谷川(西条市)

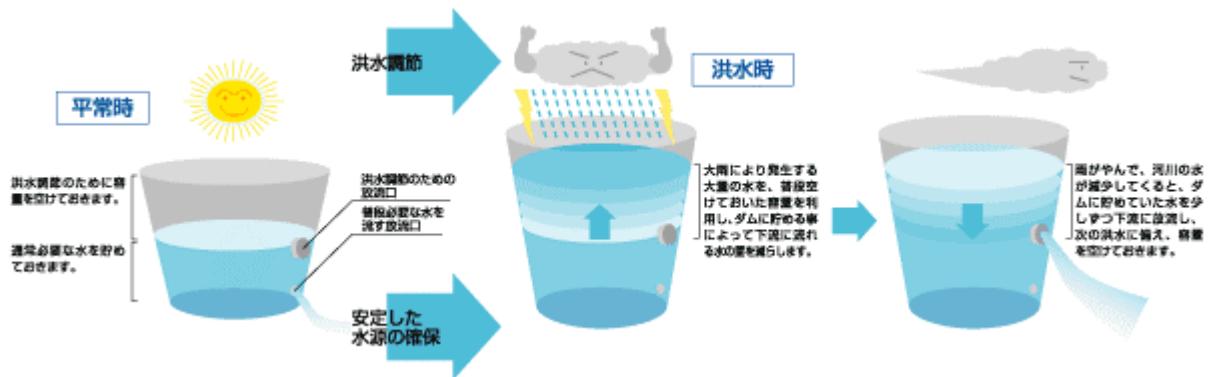
(2) 治水対策

・河川改修（河道整備）による治水対策

洪水が河川から溢れ、浸水被害が発生しないように、県では河川改修事業を積極的に推進しており、改修の規模は、概ね大河川で100年～150年に1回、中小河川では10年～50年に1回程度の割合で発生する洪水を安全に流下させることができるように計画しています。

・ダムによる治水対策

ダム貯水池に、洪水の一部を一時的に貯留し、時間をかけて放流することによって下流河川のピーク流量を低減させます。



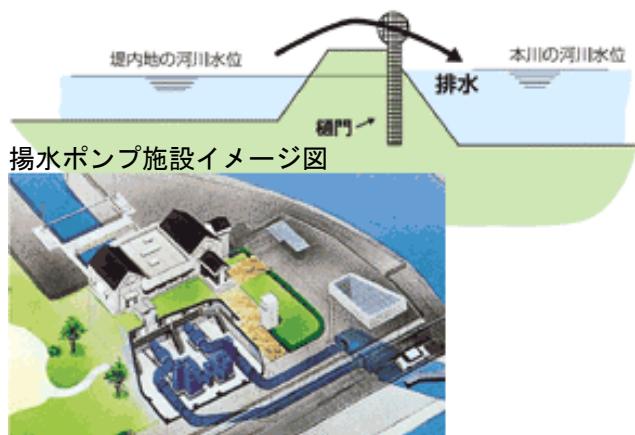
・内水対策

堤内地が低いために内水対策が必要な箇所について、河道整備の進捗状況を勘査しながら、内水排除のための揚水ポンプ施設を整備しています。



揚水ポンプ 王子川（新居浜市）

本川の水位が高くて、堤内地河川の水がはけない場合に揚水ポンプにより、強制的に排水します。



(3) 危機管理（水防）

・水防活動

洪水や高潮などによる災害を防ぐため、毎年出水期前に河川や海岸の危険箇所の点検補強を行うとともに、水防計画を定め、的確な水防活動ができるよう万全を期しています。



洪水における水防活動 肱川(平成16年8月/大洲市)



木流し工による水防活動 立岩川(平成3年6月/松山市)

・水防訓練



シート張り工



積み土のう工

○水防区域及び特に危険な箇所の推移

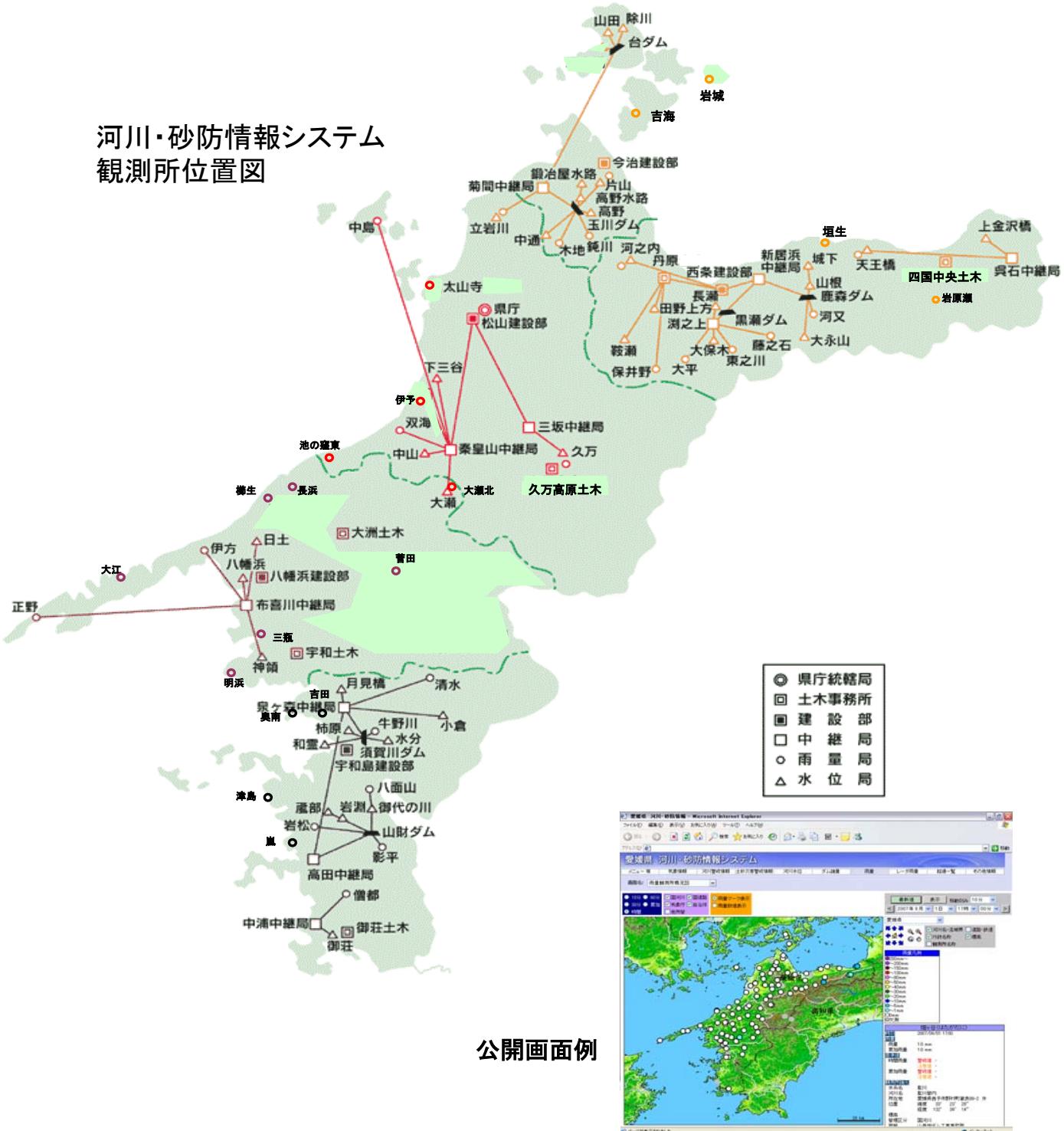
箇 所 区 分	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	水 防 区 域	特 に 危 険 な 箇 所	水 防 区 域	特 に 危 険 な 箇 所	水 防 区 域	特 に 危 険 な 箇 所	水 防 区 域	特 に 危 険 な 箇 所	水 防 区 域	特 に 危 険 な 箇 所	水 防 区 域	特 に 危 険 な 箇 所
河 川	(375) 187.5km	(92) 18.6km	(369) 181.7km	(84) 16.9km	(362) 176.3km	(80) 15.3km	(363) 185.7km	(86) 16.1km	(355) 179.6km	(77) 15.0km	(347) 175.5km	(72) 14.7km
海 岸	(44) 27.6km	(1) 0.2km	(42) 23.7km	(1) 0.2km	(38) 20.6km	(1) 0.2km	(37) 20.2km	(1) 0.2km	(37) 19.8km	(1) 0.2km	(37) 19.8km	(1) 0.2km
計	(419) 215.1km	(93) 18.8km	(411) 205.4km	(85) 17.1km	(400) 196.9km	(81) 15.5km	(400) 205.9km	(87) 16.3km	(392) 199.4km	(78) 15.2km	(384) 195.3km	(73) 14.9km

・河川等情報システム

台風や大雨がもたらす河川のはん濫や土砂崩れ等による被害を未然に防止・軽減するため県下の雨量や河川水位・ダム諸量などの水防情報を迅速に把握し、県の防災関係機関にリアルタイムで提供する河川等情報システムを整備しています。

また、平成17年の水防法の改正により、河川の水位状況の周知が義務付けられたこと、また、土砂災害から県民の生命財産を守るため、現在の河川及び砂防情報システムの機能を改良及び連携させて、雨量、水位情報、土砂災害警戒情報等を県のホームページからインターネットにより配信を行っています。

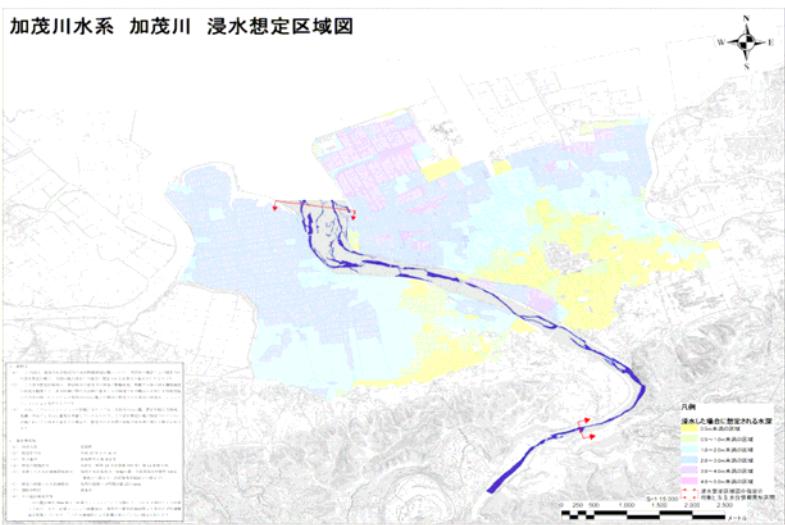
河川・砂防情報システム 観測所位置図



・浸水想定区域図

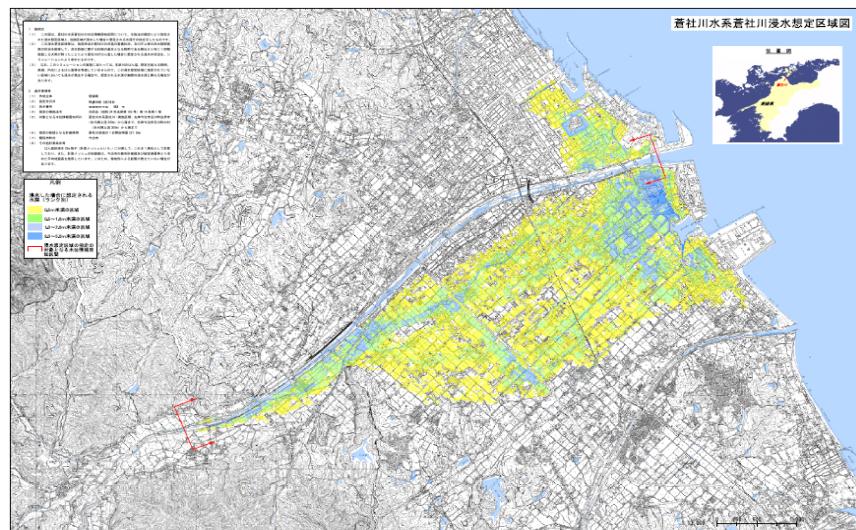
浸水想定区域図とは、洪水で河川が氾濫した場合にどのように浸水するかについて、その浸水の区域を浸水の深さごとに色分けして地図上に示した図面です。これは市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料として、地域住民の皆様が自分の住居や職場などがある地域の浸水状況(危険度)を確認したり、洪水時に自ら安全な場所に避難したりする際にも活用されます。現在、県管理河川では加茂川(西条市)、蒼社川(今治市)をそれぞれ作成しています。

加茂川水系 加茂川 浸水想定区域図



加茂川水系 加茂川
(西条市)
平成19年3月16日告示

蒼社川水系 蒼社川
(今治市)
平成19年3月16日告示



4.自然との共生

(1) 多自然川づくり

平成9年に河川法が改正され、河川環境の整備と保全が河川法の明確な目的として位置付けられました。次世代に恵み豊かな河川を引き継ぐため、生物の良好な生息・育成環境に配慮し、美しい自然景観を保全及び創出するための「多自然川づくり」を積極的に推進しています。

瀬や淵、河畔林の保全、工事後早期に河川環境の復元がなされるよう、植生の回復が可能な護岸材の採用、魚類等の生息場所となっているみお筋の復元等に取り組んでいます。

内川（松山市）



緩傾斜護岸(3割勾配)を採用し、覆土には現地発生土を使用。現地の植生状況と、早期の植生回復に配慮。

浅川（今治市）



平常時の水量が少ないため、低水路(みお筋)を設置し、魚類等の生息空間を確保。

宮前川（松山市）



巨石を不規則に配置し、瀬・淵の形成を促し生物の生息空間を創出。

肱川（大洲市）



生物の良好な生息・生育環境である河畔林を保全した計画の策定。

5.河川事業

県内の河川は、地形上流路が狭く急流で、また、土砂の流出が激しいため天井川が多く見られます。

このため、県では、安全で安心して暮らせる県土づくりを目指して、梅雨や台風などで浸水被害が多く起きている河川や改修工事の遅れている河川を中心に、補助事業及び県単独事業により、重点的・計画的に河川の整備を推進しています。また、併せて生物の生息・生育環境に配慮した「多自然川づくり」に積極的に取り組んでいます。

(1) 河川整備基本方針及び河川整備計画

平成9年の河川法改正に伴い、河川整備の計画制度が変更され、河川管理者が河川整備を実施する場合は、水系全体を見渡して、河川整備の基本となる基本高水及び計画高水流量配分等を記載した「河川整備基本方針」を策定し、また、策定した河川整備基本方針に沿って、計画的に河川整備を実施する区間について、地域住民で構成する「河川流域懇談会」や学識経験者で構成する「愛媛県河川整備計画専門委員会」で意見を聴取し、河川工事と河川の維持の両面にわたり、河川整備の全体像を記載した「河川整備計画」を策定することとなりました。

このため、県では、県管理河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定を順次、進めています。

平成19年9月30日現在、これまでに策定した河川整備基本方針及び河川整備計画は以下のとおりです。

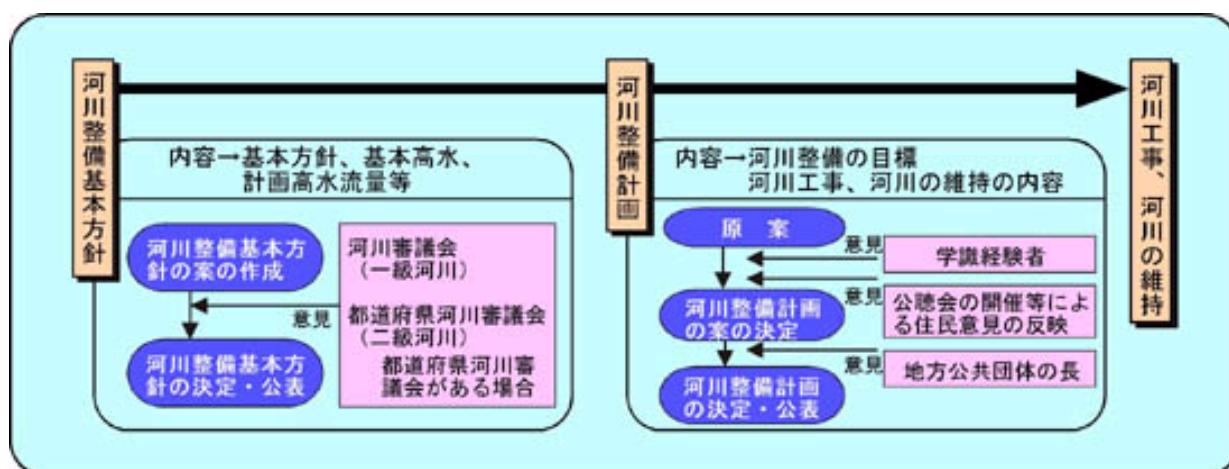
河川整備基本方針

- 須賀川水系河川整備基本方針
- 北川水系河川整備基本方針
- 宮前川水系河川整備基本方針
- 洗地川水系河川整備基本方針
- 出海川水系河川整備基本方針
- 大川水系河川整備基本方針
- 尻無川水系河川整備基本方針
- 涡井川水系河川整備基本方針
- 脇川水系河川整備基本方針

※脇川水系基本方針は国が策定

河川整備計画

- 須賀川水系河川整備計画
- 北川水系河川整備計画
- 宮前川水系河川整備計画
- 洗地川水系河川整備計画
- 出海川水系河川整備計画
- 脇川水系河川整備計画(中下流圏域)
- 大川水系河川整備計画



策定に係る流れ図

(2) 補助事業

・広域河川改修事業（基幹・一般）

指定区間内の一級河川または二級河川において、生態系や景観等に配慮しながら、川幅を広げたり、堤防を築くことなどにより、洪水による被害を防ぐ河川改修事業です。事業の実施にあたっては、重要性・緊急性を考慮したうえで事業の重点化による治水効果の早期発現を図っています。

内平ヶ谷川（宇和島市三間町）



改修前



改修後

宮前川（松山市）



改修前



改修後

浅川（今治市）



改修前



改修後

・総合流域防災事業

県を5つの圏域に分けて、豪雨災害等の流域全体の安全度確保・向上を目的とした総合的防災対策を実施する事業です。国土交通省と県が連携し、整備状況等に関して情報共有・意見交換等を行う総合流域防災協議会を設置するなど、効果的・効率的な水害・土砂災害対策を推進しています。

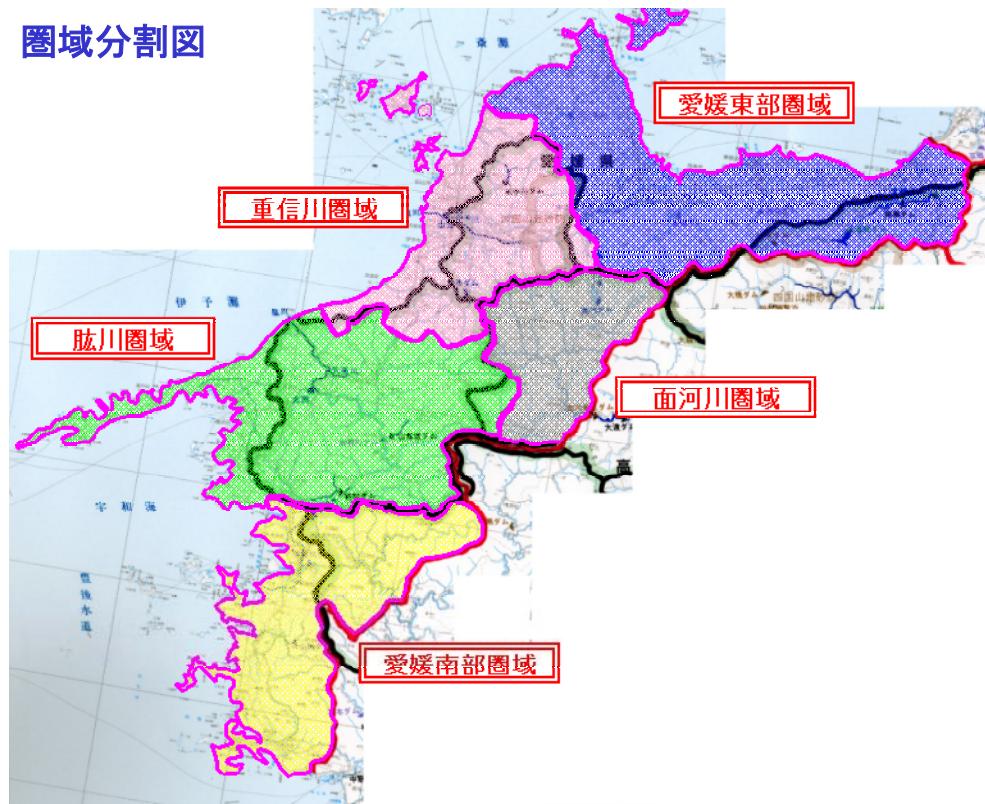
出海川（大洲市長浜町）



大谷川（伊予市）



●愛媛県 圏域分割図



(3) 市町施行の河川改修事業

・都市基盤河川改修事業

洗地川（松山市）

都市部を流れる指定区間内の一級河川または二級河川において、都市水害に対処し、きめ細かい治水対策を進めるため、県庁所在地等の市が実施する河川改修事業です。



改修後

・準用河川改修事業

傍示川（松山市）

準用河川において、浸水被害の著しい河川を計画的に改修することにより、生活基盤の整備を図る市町施行の河川改修事業です。



改修後



出水状況（平成7年8月の前線豪雨）



改修後

(4) 県単独河川事業

・県単河川局部改良事業

補助事業の採択基準に合わない局部的な改良や、老朽化護岸等の改築、土砂堆積等により治水機能が著しく低下している箇所の河床掘削を行っています。



国近川（松前町）

護岸工などに間伐材を積極的に使用しています。

薬師谷川（宇和島市）

空石積工を採用し、生物の生息環境等に配慮しています。



不老川（愛南町）

既設護岸の有効利用し、事業コストの縮減を図っています。

・治水対策協働モデル事業

平成16年の度重なる出水により、東予東部地方の河川では大量の土砂が堆積しました。県民の安全・安心のため、全国に先駆けたモデル事業として、民間活力を導入した効率的な河床掘削を進めています。

平成17年度、18年度において約12万m³の堆積土砂を撤去

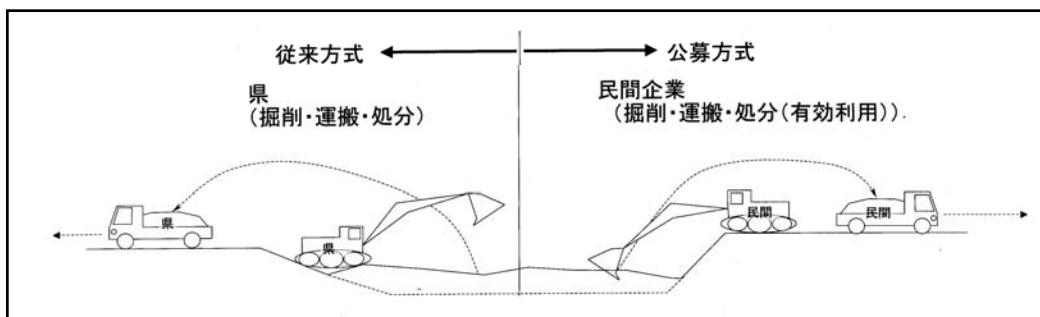
関川(四国中央市)、国領川(新居浜市)、加茂川(西条市)、中山川(同)、大明神川(同)



○早期の治水効果　　○土砂撤去費の削減　　○土砂の有効利用

・実施状況

コンクリート用骨材など、土砂の有効利用が見込まれる箇所について、河床掘削の代行工事を条件として、土砂の採取を希望する民間企業を公募します。



堆積状況



掘削状況



撤去完了



県は、掘削箇所の雑草の除去や利用できない部分の掘削を行い、協働事業者への支援を行っています。

堆積状況



除草状況



除草完了



(5) 治水事業費の推移

●治水事業費の推移

(単位:千円)

事業区分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
公共	直轄事業(負担金)	1,766,315	1,216,561	1,222,948	1,349,913	1,139,567
	補助事業	6,152,000	5,145,000	5,286,000	4,938,340	3,103,800
県単独事業		4,165,237	2,768,727	1,938,246	1,563,982	1,217,222
合計		12,083,552	9,130,288	8,447,194	7,852,235	5,460,589

●河川事業費の推移

(単位:千円)

事業名	年 度	14		15		16		17		18	
		箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
中小河川・小規模河川改修事業	27	5,740,000	27	4,802,000	24	4,190,000	—	—	—	—	—
広域河川改修事業	—	—	—	—	—	—	—	12	2,217,440	12	1,905,000
総合流域防災事業(河川改修)	—	—	—	—	—	—	—	13	1,340,000	10	714,700
浸水想定区域図整備事業	—	—	—	—	—	—	—	2	30,900	2	28,800
河川情報システム整備事業	—	74,000	—	56,000	—	—	—	—	—	—	97,300
河川修繕事業	2	110,000	1	80,000	1	60,000	—	—	—	—	—
久米川 河川災害復旧助成事業(助成費)	—	—	—	—	1	862,000	1	1,176,000	1	184,000	—
都市基盤河川改修事業	1	114,000	1	120,000	1	84,000	1	60,000	1	30,000	—
準用河川改修事業	1	114,000	1	87,000	1	90,000	1	114,000	1	144,000	—
公共分計	31	6,152,000	30	5,145,000	28	5,286,000	30	4,938,340	27	3,103,800	—
県単河川局部改良事業	113	2,045,265	52	1,014,820	60	970,000	106	1,492,000	97	1,148,000	—
県単都市河川整備事業	24	1,237,618	23	1,015,000	22	850,000	—	—	—	—	—
河川管理施設等維持修繕事業	—	69,400	—	58,907	—	58,246	—	51,982	—	49,222	—
治水対策協働モデル事業	—	—	—	—	—	—	4	20,000	4	20,000	—
県単緊急治水事業	11	662,954	9	605,000	—	—	—	—	—	—	—
河川環境美化事業	7	150,000	3	75,000	4	60,000	—	—	—	—	—
県単分計	155	4,165,237	87	2,768,727	86	1,938,246	110	1,563,982	101	1,217,222	—
県直轄河川事業負担金	2	1,766,315	2	1,216,561	2	1,222,948	2	1,349,913	2	1,139,567	—
合計	188	12,083,552	119	9,130,288	116	8,447,194	142	7,852,235	130	5,460,589	—

※中小河川・小規模河川改修事業は、17年度から広域河川改修事業、総合流域防災事業(河川改修)に分けて記載

※総合流域防災事業(17年度新設)は、河川改修、浸水想定区域図作成、河川情報システム、準用河川改修に分けて記載

5.ダム事業

(1) 建設事業

肱川水系河川整備計画について

平成16年5月に、国土交通省と愛媛県が協同で、肱川水系河川整備計画(中下流圏域)を策定しました。

山鳥坂ダムの建設

大洲市肱川町山鳥坂に重力式コンクリートダムを建設し、きめ細かな操作が可能となるようゲート調節方式を採用し、効率のよい洪水調節を行います。

鹿野川ダムの直轄化及び改造

鹿野川ダムは、平成18年4月、愛媛県から国土交通省に移管されました。

現在の発電容量と死水容量を廃止し、その一部を洪水調節容量の増加に当てます。これに伴い、放流施設(トンネル洪水吐)の増設等の改造を行います。

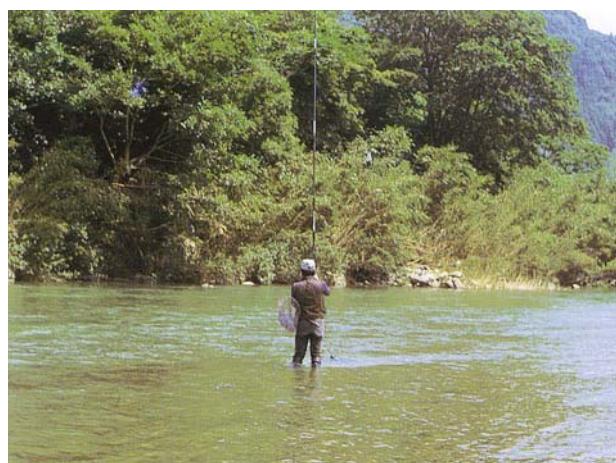


平成7年7月 梅雨前線豪雨



平成16年10月 台風23号

○かつてのようなきれいな流れ、自然な流れの回復を目指します。



(2) 管理事業

県管理ダムの治水及び利水機能を適正に維持するため、ダム施設改良事業、堰堤改良事業などを行っています。

・堰堤改良事業

玉川ダム(昭和46年完成)の老朽化した施設を更新するなどして、継続的かつ安定したダム管理を行うため、大規模な堰堤改良事業を行っています。

ダム名	市町名	施行年度	総事業費 (千円)	事業内容
玉川ダム	今治市	H18～ H21	874,000	・ダム諸量処理設備等更新 ・テレメータ観測警報設備更新 他

・ダム施設改良事業

鹿森ダム(昭和38年完成)の老朽化した施設を更新するなどして、継続的かつ安定したダム管理を行うため、大規模な施設改良事業を行いました。

ダム名	市町名	施行年度	総事業費 (千円)	事業内容
鹿森ダム	新居浜市	H13～ H17	1,128,000	・ダム諸量処理設備等更新 ・管理事務所改良 他

・ダム管理施設改良事業

ダム機能の適正な維持のため、補助事業の対象とならない修繕や点検を、県単独事業で実施しています。

ダム名	施行年度	総事業費 (千円)	事業内容
(全ダム)	H17	130,000	・放流設備修繕(鹿野川・黒瀬ダム) ・ダム緒量設備プログラム改良(須賀川ダム) 他
(全ダム)	H18	92,000	・放流設備修繕(鹿森・山財ダム) ・ダム計測機器交換(台ダム) 他
(全ダム)	H19	79,000	・堆砂除去(鹿森・黒瀬・玉川ダム) ・ダム定期検査(須賀川ダム)

(3) 県内の完成ダム

県管理ダム



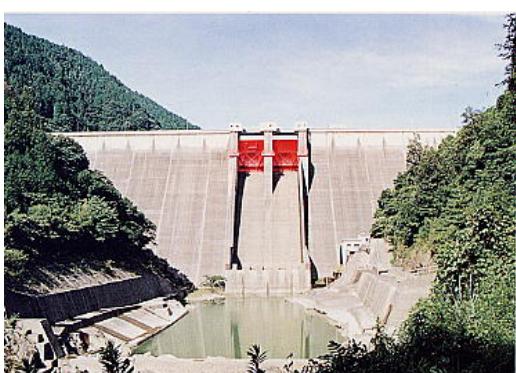
名 称 鹿森ダム(別子の湖)
所 在 地 新居浜市
ダ ム 高 57. 9m
有効貯水量 1, 310千m³
周 辺 名 所 別子銅山資料館 清滝 マイントピア別子
新居浜太鼓祭り

国領川の洪水被害を軽減するとともに、発電及び工業用水の補給を行うため昭和38年に建設されました。



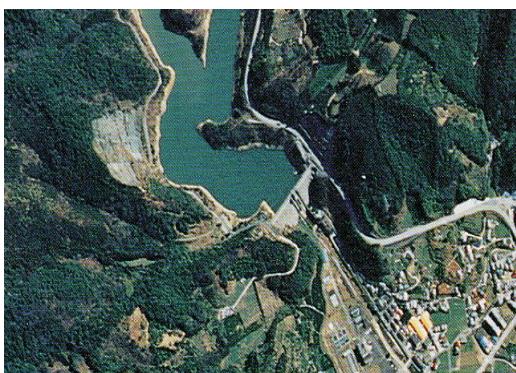
名 称 玉川ダム(玉川湖)
所 在 地 今治市
ダ ム 高 56. 0m
有効貯水量 9, 100千m³
周 辺 名 所 鈍川温泉
玉川近代美術館

昭和46年、蒼社川に洪水調節、上水道、工業用水の補給などを目的に建設されました。



名 称 黒瀬ダム(黒瀬湖)
所 在 地 西条市
ダ ム 高 61. 7m
有効貯水量 34, 000千m³
周 辺 名 所 石鎚山(成就社) うちぬき
西条祭り

県下有数の河川である加茂川に洪水調節及び工業用水の確保、発電などを目的として昭和48年に完成しました。



名 称 須賀川ダム(若山湖)
所 在 地 宇和島市
ダ ム 高 40. 2m
有効貯水量 2, 930千m³
周 辺 名 所 伊達博物館 天赦園
和霊神社 牛鬼

昭和51年の完成以来、宇和島市を洪水被害から守る一方、上水道の重要な水源として欠かせないものとなっています。



名 称 山財ダム(鷺里湖)
所 在 地 宇和島市
ダ ム 高 64. 0m
有効貯水量 5, 900千m³
周 辺 名 所 南楽園(南レク) 津島やすらぎの里
祓川渓谷 岩松川のしらうお漁

昭和56年、岩松湾より約10km上流に洪水調節、上水道の供給、かんがい用水の確保を目的として建設されました。



名 称 台ダム(うてな湖)
所 在 地 今治市
ダ ム 高 42. 3m
有効貯水量 1, 390千m³
周 边 名 所 大山祇神社
多々羅大橋

平成4年に完成し、台本川の洪水調節を行うとともに、今治市島しょ部の3島に上水道の供給を行っています。

国土交通省管理ダム



名 称 柳瀬ダム(金砂湖)
所 在 地 四国中央市
ダ ム 高 55. 5m
有効貯水量 29, 600千m³
周 边 名 所 金砂湖
翠波高原

四国で初めての多目的ダムとして、洪水調節、かんがい用水、都市用水(上水道、工業用水)の供給、発電を目的として、昭和29年に完成しました。



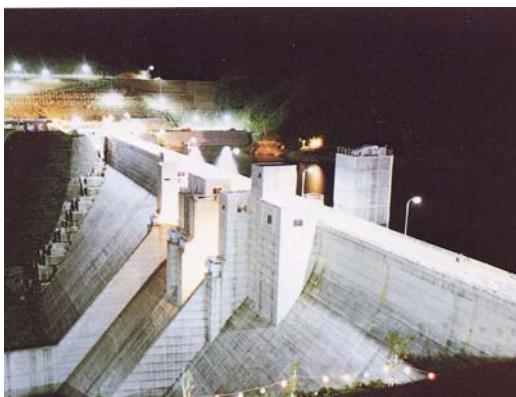
名 称 鹿野川ダム(鹿野川湖)
所 在 地 大洲市
ダ ム 高 61. 0m
有効貯水量 29, 800千m³
周 边 名 所 小藪温泉 風の博物館
鹿野川荘

甚大な洪水被害を起こしてきた肱川の治水対策を進めるため、昭和34年に洪水調節のほか発電も行う多目的ダムとして建設されました。



名 称 石手川ダム(白鷺湖)
所 在 地 松山市
ダ ム 高 87. 0m
有効貯水量 10, 600千m³
周 辺 名 所 道後温泉 松山城
石手寺

松山市を中心とする地域の洪水防御のほか、上水道、かんがい用水の確保を目的として昭和48年に完成しました。



名 称 野村ダム(朝霧湖)
所 在 地 西予市
ダ ム 高 60. 0m
有効貯水量 12, 700千m³
周 边 名 所 ダム公園

肱川の洪水調節、南予地域の上水道、かんがい用水の確保を目的として、昭和57年に完成しました。

独立行政法人 水資源機構管理ダム



名 称 新宮ダム
所 在 地 四国中央市
ダ ム 高 42. 0m
有効貯水量 11, 700千m³
周 边 名 所 塩塚高原(キャンプ場)

吉野川水系の治水事業の一環としての洪水調節と、かんがい用水、工業用水、発電を目的として、昭和51年に完成しました。



名 称 富郷ダム(法皇湖)
所 在 地 四国中央市
ダ ム 高 106. 0m
有効貯水量 47, 600千m³
周 边 名 所 富郷渓谷

吉野川水系の洪水調節と四国中央市への都市用水(上水道、工業用水)の供給及び発電を目的として、平成13年に完成しました。

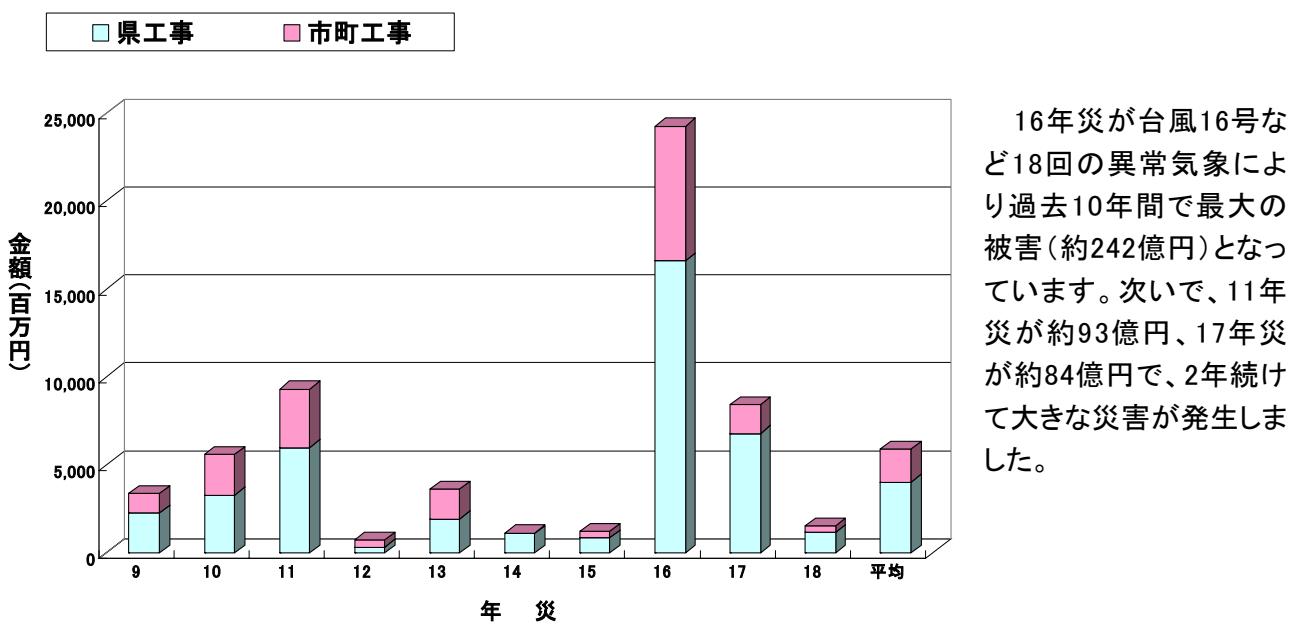
7. 災害復旧事業

(1) 災害復旧事業

近年、異常気象といわれるよう、全国各地で日雨量の記録が更新され、時間雨量100mmを超える集中豪雨も多発しています。平成16年には、相次ぐ台風の来襲により、公共土木施設災害2,774箇所 242億4千万円の甚大な被害を受けました。

河川、道路、海岸などの公共施設が被災した場合、住民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすため、速やかな復旧を図るとともに、環境にも配慮した工法を積極的に取り入れ実施しています。

年次別災害発生状況（H9～18年）



(二) 市之川（西条市）



被災状況 護岸が流失し河道が埋塞



復旧状況

被害の状況



四国中央市（二）西谷川 河道埋塞



四国中央市（二）関川 護岸崩壊



新居浜市（二）尻無川 橋梁被災



新居浜市（二）東川 護岸崩壊



西条市（二）中山川 護岸崩壊



今治市（二）山之内川 吸出しによる道路陥没



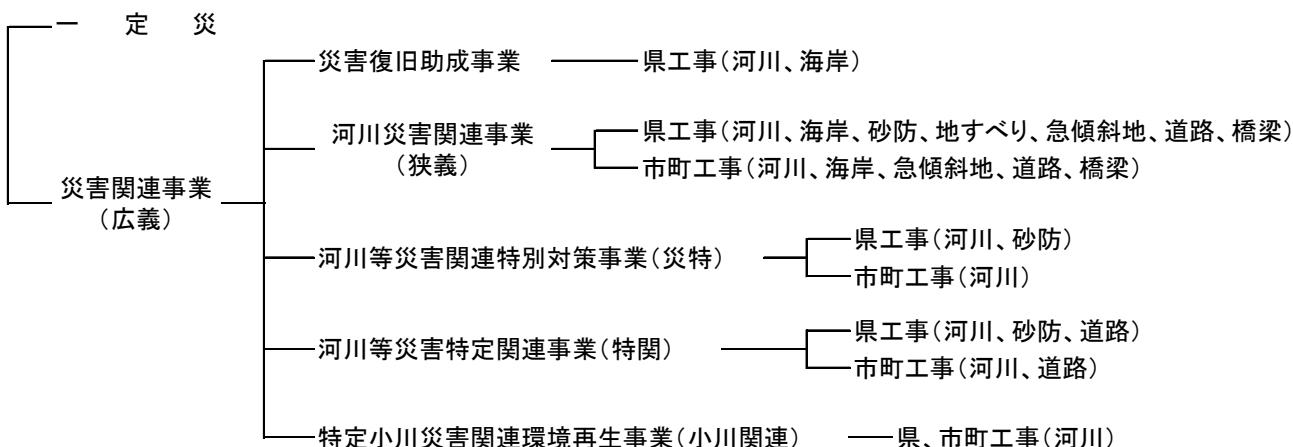
松山市（二）立岩川 護岸崩壊



宇和島市（二）薬師谷川 護岸崩壊

(2) 改良復旧事業

災害復旧事業が被災箇所の原形復旧を原則とするのに対して、改良復旧事業は被災区間を一定計画に基づいて復旧を行い、再度災害を防止しようとするものです。改良復旧事業には、全額災害復旧費で行う「一定災」と、災害復旧費に同程度の改良費を加えて行う「災害関連事業(広義)」があります。

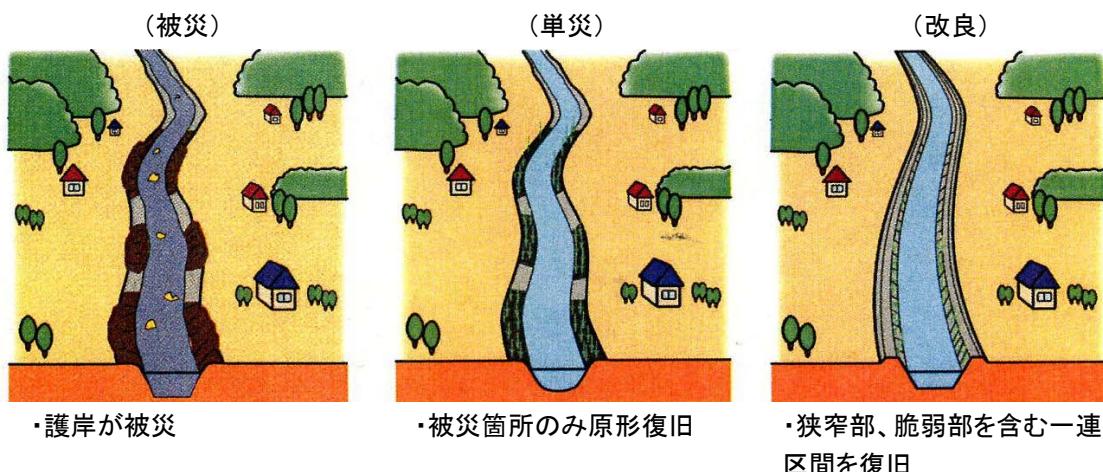


改良復旧事業の概要

● 河川等災害関連事業（関連）

再度災害を防止するため、被災箇所と未災箇所を含めた一連の施設について、関連費（改良費）を加えて施行する事業です。

- 採択基準 1箇所の関連工事費が 県工事 2,400万円以上 市町工事 1,800万円以上
(総工事費のうち関連工事費が原則5割以下)



● 河川等災害特定関連事業（特関）

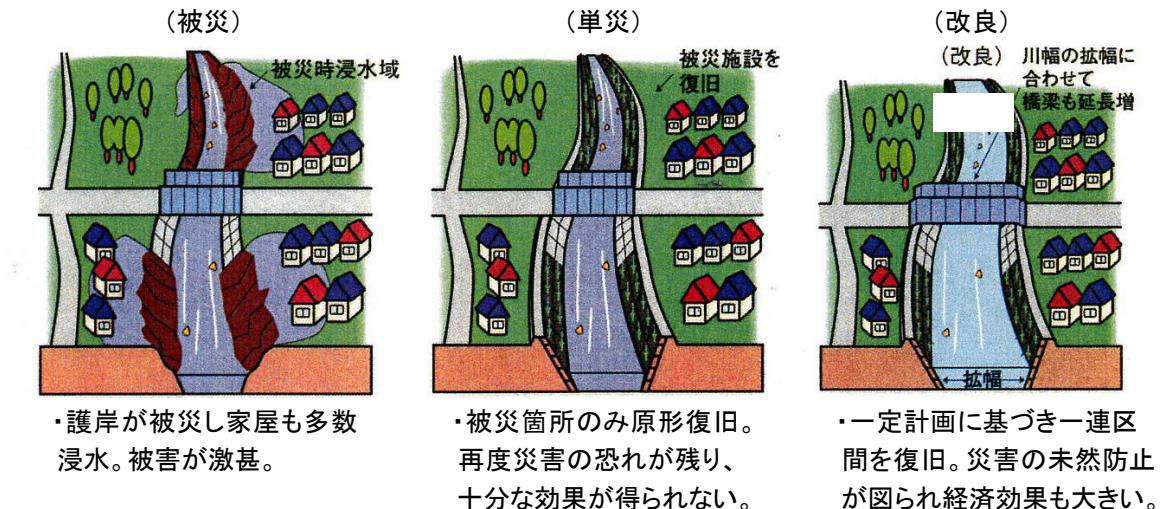
災害復旧事業費の決定のあった箇所に関連して、再度災害防止のため、災害発生の原因となつた障害物を除去又は是正する事業です。

- 採択基準 900万円以上～4,500万円未満(堰、橋梁等7,000万円未満)

●災害復旧助成事業（助成）

災害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、助成費（改良費）を加えて一定計画の下に施行する事業。

●採択基準 助成工事費が6億円を超えるもの（総工事費のうち助成工事費が原則5割以下）



●河川等災害関連特別対策事業（災特）

関連事業、助成事業が採択された箇所に関連して、狭窄部、屈曲部等の自然障害物や橋梁等河川区域内に設置された工作物が改良復旧効果の確保に支障となる場合に、その原因を除去する事業です。

●採択基準 県工事 1,600万円以上～1億円未満 市町工事 1,200万円以上～1億円未満

●特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）

河川の災害復旧にあわせて、再度災害を防止し被災箇所とこれに接続する未災箇所を含め、緩勾配護岸等により環境に配慮し改良復旧する事業です。

●採択基準

- (1)市街地もしくは市街地周辺部又は付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域。
 - (2)自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域。
 - (3)被災施設付近の河川区間において、絶滅の恐れのある貴重動植物の生息・生育が確認される地域。
- ・関連する災害復旧工事費以内

8.住民団体等との連携

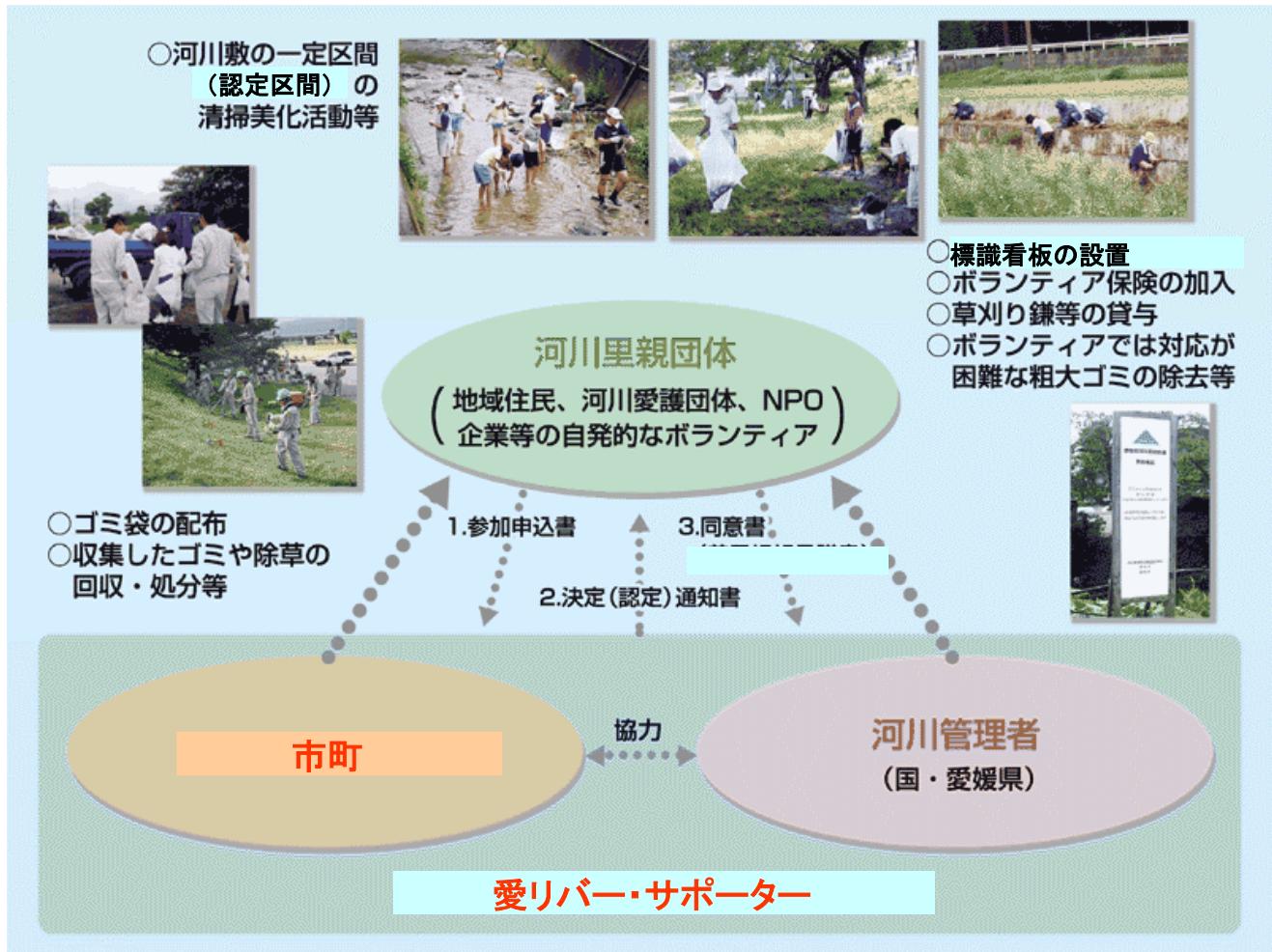
(1) 愛リバー・サポーター制度

県では、国や市町と連携・協力し、行政と住民のパートナーシップの下、美しい河川環境を創り出していく新しい取組みとして、住民団体、河川愛護団体、NPO、企業等の自発的な河川ボランティア（原則として10人以上）を募集し、これらの団体が河川敷の一定区間（原則として200m～500m）の「サポーター」となる「愛リバー・サポーター制度」を平成12年度に創設しました。

「サポーター」となった団体は、一定区間の河川敷の除草や清掃美化活動を2年間継続して定期的（年間2回以上）に行い、一方国、県、市町は、団体の名称を記載した標識看板の設置、収集したゴミの回収・処分やボランティア保険の負担等の支援を行います。

平成19年9月30日現在、県下69河川について134団体を認定し、各団体において美化清掃活動等が実施されており、各団体の構成員総数は約11,700人、認定区間延長は約85kmに及んでいます。

愛リバー・サポーター制度の仕組み（イメージ図）



愛媛県

編集・発行

愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089-941-2111(代表)

089-912-2670(ダイヤルイン)

FAX 089-948-1475

e-mail : kasen@pref.ehime.jp